

戸籍法改正に伴う戸籍手続等の簡素化について

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和6年3月1日に施行されることに伴い、各自治体は、国（法務省）が整備した戸籍情報連携システムを活用することで全国の戸籍情報の検索をすることが可能となります。

1 改正内容及び効果

(1) 自治体へ届出の際に添付する戸籍証明書が不要になります

婚姻や養子縁組等の届出を、本籍地でない自治体の窓口へ提出する場合は、これまで届出人は戸籍証明書を本籍地のある自治体に出向くか郵送で事前に取り寄せて添付する必要があり、時間と費用がかかっていました。今回の法改正（戸籍手続の簡素化）により、必要な戸籍情報は、届出を受理した自治体が戸籍情報連携システムにより確認ができることから、届出人による添付が原則不要となります。

(2) 戸籍証明書が必要な場合は一つの自治体でまとめて取得できます

自治体以外の銀行や税務署などに相続等で戸籍証明書を提出する場合、これまでの本籍があったそれぞれの自治体に個別に出向くか郵送で取り寄せる必要があり、時間と費用がかかっていました。今回の法改正（戸籍の広域交付）により、必要な戸籍情報は、申請を受理した自治体が戸籍情報連携システムにより発行ができることから、届出人は、窓口に出向くことで一つの自治体でまとめて請求すれば取得できるようになります。

<本籍地以外で取得できる戸籍証明書>

証明書の名称
戸籍の全部事項証明書
除籍の謄本
除籍の全部事項証明書
戸籍電子証明書提供用識別符号
除籍電子証明書提供用識別符号

2 施行期日

令和6年3月1日